

○岡山県風俗環境浄化協会に対する業務委託要領について

(昭和 61 年 2 月 18 日岡防第 137 号警察本部長例規)

**改正** 平成 16 年 3 月岡務第 45 号 平成 18 年 6 月岡生環第 126 号  
平成 20 年 3 月岡務第 195 号 平成 26 年 3 月岡生環第 120 号、岡生企第 235 号  
平成 28 年 6 月 22 日岡生企第 484 号 平成 31 年 4 月 9 日岡務第 329 号

各部長・所属長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 39 条第 2 項の規定に基づく岡山県風俗環境浄化協会に対する講習及び調査の委託要領を次のとおり定めたから部下職員に周知徹底を図るとともに、その取扱いに誤りのないようになされたい。

記

1 管理者講習

- (1) 生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)は、管理者講習委託計画書(様式第 1 号)により、岡山県風俗環境浄化協会(以下「協会」という。)に管理者講習の実施を委託しなければならない。
- (2) 警察署長(以下「署長」という。)は、協会から管理者講習受講予定者名簿(様式第 2 号)の送付を受けたときは、内容を点検して管理者講習実施要領の制定について(昭和 60 年 3 月 18 日岡防第 225 号例規。以下「講習実施要領」という。)に規定する管理者講習受講者名簿(講習実施要領様式第 2 号)を作成し、講習期日の 5 日前までに生活安全部生活安全企画課(以下「生活安全企画課」という。)を経由して協会に送付しなければならない。
- (3) 生活安全企画課長及び署長は、協会から講習実施報告書(様式第 3 号)の送付を受けたときは、内容を確認し管理者講習実施結果報告(講習実施要領様式第 3 号)を作成しなければならない。

2 現地調査

- (1) 署長は、許可申請、変更承認申請(遊技機の増設、交替等を除く。)、特例風俗営業業者認定申請又は特例特定遊興飲食店営業業者認定申請に伴う場所の許可基準及び営業所の構造・設備の技術上の基準に係る現地調査のうち調査先が協会との委託契約に定める地域に該当するときは、原則として協会に委託して実施しなければならない。
- (2) 署長は、(1)により現地調査を委託するときは、現地調査依頼書(様式第 4 号)に申請書の写し及び該当する調査表(様式第 5 号から様式第 5 号の 7 まで)を添付して生活安全企画課を経由して協会に送付しなければならない。

(3) 署長は、協会から現地調査結果回答書(様式第6号)の送付を受けたときは、内容を確認し、上申書(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に関する事務取扱要領の制定について(通達)(平成28年6月22日岡生企第483号)様式第1号又は第4号)に添付しなければならない。

(4) 署長は、次に掲げるときは、生活安全企画課長と協議して警察官に直接現地調査を行わせることができる。

ア 協会の調査結果に疑義があるとき。

イ 警察官に行かせた方が適当と認められる理由のあるとき。

### 3 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
管理者講習委託計画書	生活安全企画課	3年
管理者講習受講予定者名簿	警察署	3年
講習実施報告書	生活安全企画課、警察署	3年
調査書	警察署	長期
現地調査結果回答書	警察署	長期